

長崎外国語大学 ICT の利活用による教育の質向上に向けた方針・計画 (2023 年 8 月 1 日改定)

2022 年 9 月 22 日 学長裁定

条文	根拠
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 長崎外国語大学 (以下、「本学」という。) は、「長崎外大ビジョン 2030」及び「学校法人長崎学院長崎外国語大学中期計画(2021-2025)」に基づき、情報化・デジタル化社会の中で「多言語多文化グローバル人材」として活躍する学生を育成するため、ICT (Information and Communication Technology) の利活用による教育の質向上に取り組、DX (Digital Transformation) による学修者本位の学修の実現を図ることとし、その推進に係る方針・計画を以下の通り定める。</p>	<p>※中計 A-5&lt;目的・目標&gt;</p>
<p>(有効期間)</p> <p>第 2 条 本方針・計画の有効期間は 2026 年 3 月 31 日までとし、本学は当該期間において次条から第 5 条に定める取組を推進するものとする。</p>	<p>※中計の期間に準じる</p>
<p>(技術支援・教育支援体制の整備)</p> <p>第 3 条 ICT に係るシステム・装置・設備等を有効且つ適正に管理・運用することによって教育の質向上に寄与することを目的として、本学に教育研究メディアセンターを置く。</p> <p>2 前項のセンターの運営に係る事項等を審議するため、本学に教育研究メディアセンター委員会を置く。</p> <p>3 前二項のセンター・委員会に係る事務等を処理するため、本学に ICT 教育支援室を置く。</p> <p>4 前三項に規定する組織は、相互に連携しつつ、ICT に係る技術支援・教育支援として、以下各号の取組を推進するとともに、これを教職員に周知するものとする。</p> <p>(1) ICT の利活用による授業補佐の支援</p> <p>(2) ICT の利活用による教材作成の支援</p> <p>(3) ICT の利活用に係る教授法・技術等の指導、相談、研修等の実施</p>	<p>※第 1～第 3 項は組織規程、教育研究メディアセンター規程、当該センター委員会規程、事務分掌規程を適宜参考</p> <p>※事務分掌第 15 条 1 項 1 号</p> <p>※事務分掌第 15 条 1 項 1 号</p> <p>※事務分掌第 15 条 1 項 10 号</p>
<p>(ICT 環境の整備)</p> <p>第 4 条 本学は、ポスト・コロナにおける教育イノベーションを推進するため、以下各号の取組に要する ICT 環境の整備を不断に推進する。</p> <p>(1) MOOC 等、学外オープンエデュケーションリソースの利活用</p> <p>(2) 本学独自のオープンエデュケーションリソースの開発と学外公開</p> <p>(3) 海外協定大学等と連携した COIL 型国際教育の推進</p> <p>(4) オンラインによる留学生の渡日前教育及びフォローアップの実施</p> <p>(5) クリッカー、タブレット端末等を用いた双方向型授業の実施</p> <p>(6) e-learning システムを活用した正課及び正課外教育の実施</p> <p>(7) 学修成果可視化システム (Assessmentor) を用いた全授業における学生の習熟度等データの把握と可視化</p> <p>(8) 前号のデータを用いた学生指導及び本学の教育課程編成等における改善の検討の実施</p>	<p>※中計 A-3-4</p> <p>※中計 B-10-4、中計 C-12-4</p> <p>※中計 A-5-5</p> <p>※中計 B-10-5</p> <p>※中計 A-5-4②</p> <p>※中計 A-5-4③</p> <p>※中計 A-3-1</p> <p>※中計 A-3-1</p>

<p>(セキュリティへの対応)</p> <p>第5条 本学は、「学校法人長崎学院 情報セキュリティ対策基本方針」及び関連諸規程に基づき、ICTの利活用促進に付随する情報セキュリティへの対応を行うものとする。</p>	
<p>(取組の評価体制)</p> <p>第6条 本学は、第2条から前条に基づくICTの利活用による教育の質促進の取組に係り、以下の通り数値目標を設定のうえ、目標の達成に尽力するものとする。</p> <p>(1) 前条第8号に係る学生指導の実施回数：全学生に対して年1回以上</p> <p>(2) ディプロマ・ポリシーに規定する「汎用的能力」の卒業時自己評価 平均値：4.0満点において3.0以上</p> <p>2 本学は、大学協議会において前項の目標の達成状況を確認するとともに、その結果を外部評価委員会に報告し、当該委員会の評価を受けるものとする。</p>	<p>※中計 A-3-1 を参考</p> <p>※中計基軸 A 基幹数値目標</p>
<p>(改廃)</p> <p>第7条 第2条に定める期間中における本方針・計画の改廃は、大学協議会の議を経て、学長が決定する。</p>	
<p>附 則</p> <p>本方針・計画は、2022年9月22日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>本方針・計画は、2023年8月1日から施行する。</p>	

以 上